

県央ブロックごみ・し尿処理の広域化について

平成 22 年 8 月 23 日
環 境 部

平成 11 年 3 月に策定された「岩手県ごみ処理広域化計画」に基づき、平成 12 年 1 月に策定した「盛岡ブロックごみ処理広域化推進計画」により組織された「県央ブロックごみ処理広域化準備協議会」が、平成 21 年度に「県央ブロックごみ処理広域化のための基礎調査」を実施し、その報告書がまとまりましたので、概要及び広域化に関する今後の進め方について報告します。

1 広域化協議の経緯

平成 9 年 9 月 厚生省通知

- ・都道府県においてごみ処理広域化を検討し広域化計画を策定すること

平成 9 年 11 月 「岩手県ごみ処理広域化計画策定検討会」の設置

平成 10 年 9 月 「盛岡ブロックごみ処理広域化推進協議会」の設置

平成 10 年 10 月 振興局管内市町村長会議を開催し広域化について意見交換

平成 11 年 3 月 「岩手県ごみ処理広域化計画」策定

- ・計画目標年次は平成 29 年度
- ・県内を 6 ブロックに分け焼却施設を各 1 施設に集約整備
- ・施設規模は 100t/日以上とし、できる限り 300t/日を目標

平成 12 年 1 月 「盛岡ブロックごみ処理広域化推進計画」策定

- ・計画期間は平成 29 年度を目標
- ・焼却施設を集約し、その他の廃棄物施設の共同処理等を検討
- ・実施運営主体は関係市町村による組織を設立することとし、その準備組織を立ち上げる

平成 12 年 5 月 振興局管内市町村長会議で「盛岡ブロックごみ処理広域化計画」を了承

平成 12 年 11 月 「盛岡ブロック（現：県央ブロック）ごみ処理広域化準備協議会」を設立

平成 16 年～18 年 準備協議会における協議中断

平成 21 年度 準備協議会で「県央ブロックごみ処理広域化のための基礎調査」を実施

平成 22 年 3 月 「県央ブロックごみ処理広域化のための基礎調査」の報告書完成

平成 22 年 7 月 振興局管内市町村長会議を開催し新たな協議会の設置について了承

2 基礎調査報告書の概要

(1) ごみの現況

- ・分別区分、収集体制、ごみ処理量の分析、処理施設の現状等を把握した
- ・葛巻町ごみ焼却施設、盛岡市破砕選別施設、滝沢村資源化施設は更新の検討が必要
- ・盛岡・紫波地区環境施設組合及び滝沢村の最終処分場は残余年数が少ない

(2) ごみ処理広域化の課題と基本方針

○ ブロック内のごみ処理に関する現在の課題

- ・中間処理施設の老朽化等にともない、補修費等の高コスト化への対応が必要
- ・新たな最終処分場の用地確保は困難であり、既存施設の有効活用が必要

- 広域化の基本方針の設定
 - ・ 分別品目の統一などブロック内で施策の水平展開を図り、循環型社会形成や低炭素社会の実現に寄与すること
 - ・ 熱回収施設の規模は概ね 100t/日以上のもをを目指すこと
 - ・ スケールメリットや既存処理体制の有効利用を考慮し、コスト縮減に努めていくこと
- (3) 処理・処分の検討
 - 熱回収施設

ごみの予測に基づいた必要熱回収施設規模から、ブロック内1施設案、2施設案、3施設案を抽出し、それぞれの整備想定スケジュールを作成し、今後15年を想定した経費と環境負荷を試算
 - 最終処分場

当面は既存の処分場を有効活用することとしその活用方法について4ケースを設定
- (4) 生活排水処理の現状把握

平成35年度までのし尿処理量の将来推計の結果、減少傾向にあるが、施設の老朽化対策、資源化の推進及び処理主体の統一について検討する必要がある。
- (5) し尿処理施設の広域化の検討

広域化ケースとしてブロック内1施設、ブロック内2～3施設の計4ケースを設定し、それぞれの施設整備スケジュールを作成し、経費と環境負荷を試算

3 市の考え方

ごみ処理の広域化は、施設の集約化に伴う施設建設時の総経費の削減、一元処理による管理運営の効率化、処理する際の環境負荷が軽減される等のメリットがある反面、環境負荷の集中や収集運搬距離の増加等のデメリットもある。

ブロックの中には、廃棄物処理施設の老朽化により、施設の更新時期が迫っている自治体があるほか、盛岡・紫波地区環境施設組合の生ごみの収集のように、広域化に伴う分別品目の統一化が困難なものもある。市は、協議会の中で広域化推進のリーダーシップを求められており、市町村間の調整を図りながら、事業主体や広域化の方向性を決定していきたい。

4 今後の予定（広域化準備協議会事務局の提案内容）

- 「県央ブロックごみ処理広域化準備協議会」を解消し、新たな協議会（仮称）「県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会」を立ち上げる。
 - ・ 協議会は首長による意思決定機関とし、協議会に幹事会を設け、必要事項の検討を行う。
- スケジュール案

平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな協議会の設置、協議会の体制づくりの検討 (事務局の所在・職員体制、23年度予算の検討、協議会の負担割合の検討)
平成23年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体の設立作業、広域化推進計画の策定の検討 ・ 広域化推進計画の策定、適地調査委員会の設置 ・ 用地取得、環境影響調査の実施、施設整備基本計画の策定等